

平成 26 年度短期外国出張者報告書簡（第 1 回）

氏名 林 啓治郎	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事	派遣先 ドイツ マックスプランク研究所
提出書面 平成 27 年 4 月 30 日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成 27 年 3 月 30 日～4 月 30 日）		
3 月 30 日 ミュンヘン到着		
4 月 1 日 入居、住民登録		
7 日 マックスプランク研究所での登録、研究開始		
9 日 滞在許可証取得（2 日に予約）		
14 日 ホフマンアイトレ事務所での研究開始		
20 日 連邦特許裁判所での手続傍聴		
22 日 The Palace of Justice 訪問		
29 日 ヨーロッパ特許庁での手続傍聴		
30 日 ミュンヘン地方裁判所での手続傍聴		
キーワード欄		
<ul style="list-style-type: none">マックスプランク研究所における研究ホフマンアイトレ事務所における研究ドイツ連邦特許裁判所、ミュンヘン地方裁判所、ヨーロッパ特許庁での傍聴法律事務所主催のセミナーへの参加生活環境整備		

平成27年4月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度短期外国出張者

(ドイツ・マックスプランク研究所)

大阪地方裁判所 判事 林 啓治郎

報告書簡（第1回）

平成27年3月30日～4月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 マックスプランク研究所 (Max Planck Institute for Innovation and Competition) での研究

1 登録手続

7日, Ms. Margit Hinkel (Administrative Director) 等に面会し, 登録手続, ノートパソコン使用, 図書館利用について説明を受け, 図書館内の机, ロッカーを割り当てていただく。持ち物として, ノートパソコン, IDカード付与の際のデポジット100ユーロが必要。

2 Directorとの面会

受入受諾書簡をご準備くださったProf. Dr. Josef Drexlに, 21日, 面会し, ご挨拶。特許法, 著作権法の研究に携わる方々を紹介くださった。

3 セミナー等への参加

10, 11日, 16th EIPIN Congress (全3日間) の一部を傍聴。EIPINとは, MIPLC (Munich Intellectual Property Law Center) が他国の大学と提携する European Intellectual Property Institutes Networkの略称。教授による講演と, 学生の各グループによる質疑応答。

21日，Mr. Alexander Clellandの講演「Computer-Implemented Inventions in Europe」に参加。

第2 ホフマンアイトレ事務所 (Hoffmann Eitle) での研究

14日，訪問し，Dr. Dirk Schüssler-Langeheineにご挨拶。弁護士，弁理士，事務員の紹介を受ける。

23日まで，過去の特許権非侵害確認訴訟の裁判記録を検討。

24日からEPOの記録検討を開始し，29日，Dr. Matthias Kindler等に同行し，Board of Appealの手続を傍聴。

第3 裁判手続の傍聴等

1 連邦特許裁判所 (Federal Patent Court)

20日に訪問。抗告部の手続を傍聴した後（裁判官の説得により取下げ），技術系裁判官であるDr. Andrea Münzbergより，連邦特許裁判所の執務の概要につき，説明を受ける。

2 The Palace of Justice in Munich

22日に訪問。Landgericht München1の裁判官Dr. Oliver Schönにご挨拶。ドイツ司法制度につきご説明いただく。

3 ミュンヘン地方裁判所 (Landgericht München1)

28日，裁判長Dr. Matthias Zigannにご挨拶。ミュンヘン地裁の審理のご説明，陪席裁判官のご紹介を受ける。

30日，早期口頭弁論を傍聴（ライセンス契約締結による和解の可否，クレーム解釈を議論）。主要口頭弁論は9月17日の予定。

第4 法律事務所訪問

1 Boehmert & Boehmert

15日，Dr. Heinz Goddar等に面会。

2 Meissner Bolte

16日，Dr. Eugen Popp等に面会。

第5 法律事務所主催のセミナーへの参加（日にち、法律事務所、講師、演題を列挙）

- 1 9日, Winter · Brandl · Fürniss · Hübner · Röss · Kaiser · Polte, Simon Angermeierほか, Selected case law on restrictions of the scope of equivalence
- 2 27日, TBK, Herbert Albert Jörg Preuß, Latest Development in the practice of Examination proceedings for German and European Proceedings
- 3 28日, Bardehle Pagenberg, Dr. Cristof Karl, Pre-Litigation Activities (冒頭の約30分まで参加)
- 4 30日, Hoffmann Eitle, Dr. Clemens Steins, Recent Decisions on Claim Construction by German Courts

第6 生活環境整備

1 住居

地下鉄最寄り駅はMax-Weber-Pl.。地下鉄、tramが複数本通っており、便利。

2 少し不便だったこと等

入居時に渡された玄関の鍵のうちの1本が違っており、立ち往生となった（1日）。

外国人局にて滞在許可を取得しようとしたところ、学生扱いなのか、プロフェッショナル扱いなのか、担当者が把握できず、午前中たらい回しにされ、やっと1週間後の予約の手続が済んだ（2日。なお、9日の手続は短時間で済んだ。）。

子らの声が大きい、と階下の住人から控えめに注意を受けた（17日）。

日本からの荷物が差し止められ、税関まで受け取りに行った（17日）。

第7 その他

おかげ様で、家族共々、元気にすごしています。

今後とも、皆様より、ご指導とご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

以上